



『活きている ことわざ』

船橋市議会議員（無所属・4期）

神田廣栄（かんだひろい）市議会報告

【事務所】

船橋市前原西 8-24-8

☎ 047-490-3333

Fax 465-7117

Eメール hiroei@muc.

biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

爪の垢（あか）を煎じて飲む。罪を憎んで人を憎まず

【爪の垢を煎じて飲む】◇優れた人、立派な人に、少しでもあやかろうとする、ということ。

《解説》優れた人、立派な人のものなら爪の垢でも煎じて飲む、の意。

【罪を憎んで人を憎まず】◇犯した罪は許すべきでなく、罪として憎まなければならないが、罪を犯した人間そのものを憎んではならない。

《別表記》「憎む」は「悪む」とも書く。

既にご承知と思いますが、今、インターネット上で話題になっている言葉に「ご飯論法」というのがあります。法政大学の上西充子教授のツイートで発信したのが最初のようです。朝ご飯を食べたか聞かれて、パンは食べたのに「ご飯は食べてない」ということだそうです。質問する人の意図はわかっていても、言葉巧みにはぐらかし「パンを食べたか」と聞かれていないので嘘はついていないわけです。



仲間内のふざけた冗談なら笑ってしまう話でも、国のトップが常套（じょうとう=ありふれた様）使用する言葉ではありません。如計・森友問題で揺れる国会の質疑はイライラがつのるばかりです。トップの隣に座っている、有無を「ゆうむ」と言ってしまう人も、質問する議員や記者を上から目線で馬鹿にしたり、ニヤケ顔で笑っている画面を毎日のように見ます。書いているだけで怒りで手が震えています。

ついでにもう一つ。日大のアメフト問題です。真実は窺（うかが）い知れませんが、被害者の関西学院大学の学生は「彼（日大の加害者）に早く戻ってきてもらい、再びルール内で闘いたい」のスポーツマンとして、人間として立派な言葉に感動しました。加害者の彼も記者の質問に監督やコーチ批判をせず、言葉を選びながら応えていました。彼らの将来に期待するものです。さらに、彼の行為を指示したと認定し、監督とコーチ二人を除名処分した関東アメフト連盟に賛同するものです。



権力者が絶対で、たしなめることも異論も言えない雰囲気の団体などは、他の分野にも多数あると聞いています。なんとかしなければなりません。

一つ残念だったのは、例え絶対権力の上司の指示があったにしても不法行為をしてしまったことです。このことも反省していると思いますが、彼の長い将来への大きな糧にしてもらいたいと思います。『罪を憎んで人を憎まず』ですが、情けないのは卑怯な大人たちです。国会で「ご飯論法」に終始している方も、彼らの『爪の垢（あか）でも煎じて飲んで』もらいたい。

切り替えて、第1回定例会からの質疑をご報告します。

取掛西貝塚保存事業費について質問しました。国内の遺跡で有名なのが、佐賀県の「吉野ヶ里遺跡」と青森市の「三内丸山遺跡」です。この取掛西貝塚は、総面積的には三内丸山遺跡の3分の1しかありませんが、縄文時代前期前半の約1万年前で、有名な

二つの遺跡よりはるかに古いのです。この取掛西貝塚については、No.162でも地図や内容の一部をご報告いたしました。

今回の議案は、全体のほんの一部ですが、既に家が立ち並ぶ一画を購入すべく、その調査費用を計上したものです。（第2回定例会に、この土地・建物購入費の補正予算が計上されましたが、後日改めてご報告します）

◇まず、貝塚の保存と整備に向けた今後の事業計画とメインとなる調査について質問しました。

— 生涯学習部長の答弁 —

取掛西貝塚は、未調査の畝の約5万5千畝を3か年に分けて調査し、今年度より実施しています。調査成果に基づき、国や千葉県と協議して、平成32年度には総括報告書をまとめ、文化庁へ国史跡の申請をする予定です。来年度は、畝の西半分の約2万畝を調査し、約1万年前の集落跡と貝塚の西側の広がりを確認します。またドローンによる3次元地形測量や、深さ約20mのボーリング調査を行います。併せて、考古学や自然科学の専門家からなる調査検討委員会を設置し、文化庁の担当調査官と千葉県の担当者もオブザーバーとして参加していただきます。

◇土地所有者などの協力が得られなければ、調査もできず売却されることもあり得る。

文化財保護法では罰則もない。土地所有者との交渉は辛抱強く行う必要があるが、具体的の方策を考えているのか。

— 生涯学習部長の答弁 —

平成29年度は土地所有者限定の遺跡見学会を実施し、調査の成果や今後の土地の取り扱いを丁寧に説明しました。また調査前後に戸別訪問し状況報告し信頼関係に努めています。来年度も調査の前に工程などを話して、了承をいただいた上で調査を実施していきます。

土地所有者のご理解に加え、市民の皆様に取掛西貝塚を知ってもらい、遺跡保存の機運を醸成することが大切ですから、遺跡説明会や講演会の開催、パンフレットの作成・配布を行います。また、子供達にも、この遺跡の魅力を伝えてもらえるよう、小中学校の教職員の研修会も行います。

◇国の史跡指定にはどのような条件があるのか。現在の段階では申請できないのか。国史跡に指定されるとどのようなメリットがあるのか。

— 生涯学習部長の答弁 —

条件は、国民共有の貴重な財産としての遺跡の価値づけです。そのためには遺跡全体の概要を把握する必要があり、その成果に基づき、国・県と協議したうえで、遺跡の価値や国史跡となる範囲が判断されます。

国指定史跡になると、国レベルの重要な遺跡ということになり、貴重な遺跡を開発などで破壊することなく、未来への財産として継承することができます。また何よりも遺跡自体が市民にとって、自分たちの大切な「郷土の誇り」となり、地元船橋への愛着が増すとともに、子供達にも歴史の大切さを感じてもらうことができます。

さらに、国史跡になれば、史跡整備のための土地購入や整備工事などにおいて、国から補助金を受給できることになります。

地域のみならず、船橋市全体での理解と協力が必要になります。松戸市長も、この取掛貝塚を国史跡指定してもらい、**史跡公園を造る構想**をお持ちです。皆様も、時々この調査を見守って戴き、遠い縄文時代に勇敢に生きたであろう人々に思いを馳せて戴きたいと思います。

